

役員候補者の公募について

公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団は、次により役員候補者を公募いたします。

1. 公募する役員候補者の役職

理 事（常勤：専務理事候補） 1名

2. 任期

任期は、公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団定款第41条第3項の規定に基づき、前任者の残任期間とする。（残任期間は、公募による選考後、令和元年6月開催予定の定時評議員会終結後から、令和2年6月に開催される定時評議員会の終結の時まで。ただし、再任は妨げない。）

3. 公募ポストのミッション、求められる人材のイメージ等

(1) 当財団は、産業廃棄物の処理施設に必要な資金の融通の円滑化その他の産業廃棄物の処理に係る事業の振興措置及び事業者による産業廃棄物の適正な処理の確保を図るための自主的な活動を推進することにより、産業廃棄物の排出事業者の支援、産業廃棄物処分業者等の育成及び産業廃棄物の適正な処理の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的としています。

なお、業務内容については、別紙「業務内容書」をご覧ください。

(2) 専務理事は、理事長を補佐し、財団の重要な経営方針の立案等重要事項に参画するとともに、財団の事業の相手方は、国、地方公共団体、産廃処理事業者、排出事業者、銀行等各方面にわたることから、公正・中立でかつ的確な業務執行ができる幅広い知識と能力があり、財団内部を統制するためのリーダーシップのある人材を求めます。

なお、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第65条（役員の資格等）に該当する方は応募できません。

4. 勤務条件

(1) 勤務形態：常勤（勤務時間、休暇の定めはありませんが、原則として職員の「就業規則」の規定に準じて勤務する。）

(2) 報 酬：「評議員及び役員の報酬等並びに費用に関する規程」に基づき年俸を支給する。

(3) 社会保険：経済団体健康保険組合、介護保険、厚生年金保険

5. 公募期間

令和元年5月7日（火）から令和元年5月27日（月）

6. 応募方法

(1) 提出書類

①履歴書

・履歴書（市販の用紙で可）に学歴、取得資格、職歴及び健康状態等を記載し、写真（3

ヶ月以内に撮影したもの)を貼付したもの。

- ・学歴は、義務教育修了時から年代順に記載
- ・職歴は、会社(法人)名、主な所属部課名・役職等を記載
- ・連絡用の携帯電話及びEメールアドレスを記載
- ・履歴書の記入欄が足りない場合は、別紙に記載してください。(様式不問)

②自己アピール文書

- ・公募ポストに係る「職務内容、必要な資格・経験等」を踏まえ、例えば「自らの知識・経験を職務にどのように活かしたいか」など、公募ポストに適任であることを簡潔にまとめてください。(A4版、横書き2000字程度)

(2) 提出方法

封筒の表に「役員応募」と朱書きし、簡易書留により郵送してください。

送付先：〒105-0044

東京都港区虎ノ門 1-1-18

ヒューリック虎ノ門ビル 10階

(公財)産業廃棄物処理事業振興財団 総務部

(3) 提出期限

令和元年5月27日(月) 必着

(4) その他

- ・応募書類につきましては、一切返却しません。
- ・応募に係る費用は、全額応募者の負担とします。
- ・応募書類に記載された個人情報、選考及び連絡の目的以外には使用しません。

7. 選考方法等

(1) 選考方法

①選考は、理事長が指名する外部有識者による選考委員会による審査により理事候補者を選定します。

②選考合格者は、評議員会における理事選任の候補者になります。

③評議員会における審議により理事に選任され、そのあとに開催される理事会において理事の互選により業務執行理事(専務理事)に選定されることとなります。

(2) 選考の視点

業務内容書において求める資格・経験等を踏まえ、役員としての職務を遂行するために十分な適格性を有しているか総合的に判断します。

(3) その他

選考に関するご質問につきましては、一切お答えできません。

8. お問い合わせ先

公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団 総務部長 田中 吉之

電話番号 03-4355-0155

(別 紙)

業 務 内 容 書

1. 法人名 公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団

2. 法人の概要

(1) 設 立

平成4年12月3日 設立

平成24年4月1日 公益財団法人へ移行

(2) 指 定

- ・ 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律第16条に基づく厚生大臣（現環境大臣）指定法人（平成4年12月24日）
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第13条の12に基づく産業廃棄物処理推進センターとして厚生大臣（現環境大臣）指定法人（平成10年7月1日）

(3) 目 的

当財団は、産業廃棄物の処理施設に必要な資金の融通の円滑化その他の産業廃棄物の処理に係る事業の振興措置及び事業者による産業廃棄物の適正な処理の確保を図るための自主的な活動を推進することにより、産業廃棄物の排出事業者の支援、産業廃棄物処分業者等の育成及び産業廃棄物の適正な処理の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(4) 事業概要

①債務保証事業

産業廃棄物処分業者が金融機関から次に掲げる資金の借入をすることにより当該金融機関に対して負担する債務であり、かつ、財団による債務保証が事業遂行上必要不可欠である事業者の債務に限る。

- 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律第9条第1項に規定する認定計画に係る同法第2条第2項に規定する特定施設の建設、取得若しくは改良等に必要な資金、又は当該特定施設の整備の促進のため開業に至るまでの間若しくは開業後3年間に通常の業務を維持するために必要な資金
- 産業廃棄物処理施設の建設、取得若しくは改良等の事業、産業廃棄物の処理に関する技術の研究開発の事業その他の産業廃棄物の処理に係る事業であって共同して行われるものに必要な資金、又はこれら事業の実施に至るまでの間若しくは実施後3年間に通常の業務を維持するために必要な資金
- 産業廃棄物処理施設の近代化又は高度化を図るための施設の建設、取得若しくは改良等に必要な資金、又は当該施設の整備の促進のため開業に至るまでの間若しくは開業後3年間に通常の業務を維持するために必要な資金
- 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原料化としての利用の促進に関する法律第5条第1項に規定する認定事業者が同法第5条2項に規定する認定生産製造連携事業計画に従って行う特定バイオ燃料の製造の用に供する施設の整備の事業に必要な資金、又は当該施設の整備の促進のため開業に至るまでの間若しくは開業後3年間に通常の業務を維持するために必要な資金
- 使用済小型電気機器等の再資源化の促進に関する法律第10条第3項に規定する認定事業者が同法第10条第2項に規定する再資源化事業計画に従って行う使用

済小型電子機器等の再資源化の用に供する施設の整備の事業に必要な資金、又は当該施設の整備の促進のための開業に至るまでの間若しくは開業後3年間に通常の業務を維持するために必要な資金

②助成事業

産業廃棄物の処理に関する新たな技術の開発又は起業化を行う産業廃棄物処分業者に対して、当該開発又は起業化に要する経費を助成するため、出資又は補助の事業を行う。

③振興事業

- 産業廃棄物の処理に関する情報又は資料の収集及び提供を行うため、産業廃棄物の処理に必要な金融、税制、労務等に関する情報提供や講習会、講演会等の開催及び刊行物の発行等を行う。
- 産業廃棄物の処理に関して、産業廃棄物の処理を業として行うものの経営状況や産業廃棄物の処理施設の整備の現状及び見通しや、産業廃棄物の処理技術の向上等について調査研究を行う。
- 産業廃棄物処分業者等又はその従業員に対する研修若しくは指導を行うため、研修会、見学会の開催や経営相談、企業診断、海外の産業廃棄物処理事業への進出機会の紹介や海外の産業廃棄物処理技術の紹介を行う。

④適正処理推進事業

- 事業者に対し、産業廃棄物の処理の方法及び体制の点検又は改善のために必要な助言又は指導に関して、点検又は改善のための指針の作成や、処理技術に係る相談等を実施する。
- 産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者等が取扱う産業廃棄物の種類に応じた処理業者の情報等を収集し、これを事業者を提供する。
- 産業廃棄物の適正な処理に関し、事業者及びその従業員に対し処理施設の見学や適正処理に関する研修会を実施する。
- 産業廃棄物の適正な処理の確保に資する啓発活動及び広報活動の業務として、刊行物を発行や講演会を開催する。
- 不法投棄産業廃棄物除去事業に対する協力
 - ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の9に規定する都道府県知事等からの協力要請が行われた場合は、適正処理推進センター運営協議会がその協力の可否、撤去の方法、適正処理推進基金により手当する額等を審査し、必要な協力を行う。
 - ・ 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法第2条4項に規定する特定支障除去等事業に係る協力要請が行われた場合に、当該特定支障除去等事業に係る特別措置法第4条第1項に規定する実施計画に適合するかについて審査し、必要な協力を行う。
 - ・ 都道府県知事等から協力要請に係る事前協議等があった場合に、書類等による調査その他必要な調査を行う。

⑤ 以上の事業を実施するにあたっては、環境省ならびに地方公共団体との密接な連携・協力のほか、産廃処理業者、排出事業者に関する情報収集・情報提供が必要である。